

若者 I T キャリア形成支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 21 日

盛岡市長 内 舘 茂

1 業務の概要

(1) 名称

若者 I T キャリア形成支援事業業務委託

(2) 業務目的

若者が I T 技術を活用したキャリアの形成を具体化するために講座を開催することで、地域のデジタル人材を育成して若者の地元定着を図るとともに、地域の企業が連携して、地域一体型の人材育成を実践する体制を構築することを目的とする。

(3) 業務内容（詳細は、別添「仕様書」のとおり。）

ア 若者 I T キャリア形成支援事業

(ア) 魅力発信講座の企画・運営

(イ) 開発体験講座の企画・運営

(ウ) 情報発信

イ 配慮事項

ウ その他

(4) 発注者

盛岡市

(5) 委託期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(6) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(7) 提案上限額

9,887,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案者の資格要件

当プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件（以下、「資格要件」という。）のいずれにも該当する者とする。

(1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について市の要求に応じて協議・対応できる体制を整えていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしてい

る者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 後述する提案書類の受付期間の最終日までに、市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。

(5) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市民税（法人等で提案する場合は法人市民税、個人で提案する場合は個人住民税）、固定資産税及び都市計画税を滞納している者でないこと。

3 提案書類

当プロポーザルに参加しようとするときは、次の書類を提出すること。なお、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2) 及び(3) の書類は提出不要である。

(1) 提案申込書（様式 1 号） 1 部

※ グループでの申請の場合は、グループ申請構成書（様式第 1 - 2 号）を提出すること。

(2) 提案資格を有していることを証明する書類 1 部

ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）

イ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

ウ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 1 部

ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書 1 部

ウ-3 直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第 2 号）（直近とは納付期限が到来しているものを指す。） 1 部

(3) 申請する団体の役員等名簿（様式第 3 号） 1 部

(4) 企画提案書（様式第 4 号） 6 部

(5) スケジュール（任意様式） 6 部

(6) 事業予算書（様式第 5 号） 6 部

(7) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの 6 部

(8) 実績調書（様式第 6 号） 6 部

※ 官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載すること。

(9) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（グループでの申請の場合のみ） 6 部

※ グループで申請する場合、(2)、(3)、(7) 及び(8) について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について、提出すること。（(2) 及び(3) の書類については、現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要とする。）

※ 無効となる提出書類

次のアからカまでのいずれかに該当する書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの。

- イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの。
- ウ 所要経費が、提出上限額を超えるもの。
- エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条、第 93 条、第 94 条又は第 95 条の規定に該当する内容となっているもの
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの。
- カ 提出期限を過ぎて提出されたもの。

4 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 28 日（火）～5 月 20 日（水）正午

※ 受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。ただし、最終日となる 5 月 20 日は正午までとする。また、受付期間であっても土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除くものとする。

(2) 提出場所

盛岡市役所若園町分庁舎 1 階（盛岡市若園町 2 番 18 号）盛岡市商工労働部ものづくり推進課

(3) 提出方法

持参又は簡易書留、レターパック、ゆうパックで郵送すること。（5 月 20 日（水）正午必着）

5 質問の受付及び回答

公募に関する質問がある場合は、質問票（様式 A）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。なお、口頭及び質問票によらない質問は受け付けない。

(1) 質問の受付期間

令和 8 年 4 月 21 日（火）～4 月 27 日（月）正午

(2) 質問に対する回答の公表

令和 8 年 4 月 28 日（火）までに盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答するものとする。

(3) 提出先

後述の「問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出すること。電子メールの件名には、業務の名称を含めること。

6 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

参加者が 4 者以下の場合は、資格要件の審査のみ実施する。参加者が 5 者以上の場合は企画提案書等による書類審査を実施し、4 者以内に選考する。

イ 二次審査（プレゼンテーション等による審査）

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施する（場所は盛岡市役所を予定）。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。なお、審査基準の詳細は、高度 IT 人材育成支援事業業務委託プロポーザル審査要領を確認すること。

- ア 業務の目的の理解
- イ 創意工夫の提案内容
- ウ 業務遂行能力
- エ 業務執行体制
- オ 費用

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。

(4) 公募・審査日程（予定）

- ア 公募の周知 4月21日（火）
（市ホームページ掲載、公募資料等配布）
- イ 質問の受付期間 4月28日（火）～4月27日（月）正午
- ウ 質問に対する回答 4月28日（火）
- エ 提案書類の受付期間 4月28日（火）～5月20日（水）正午
- オ 一次審査の実施 5月21日（木）
- カ 二次審査の実施 5月28日（木）

※ 二次審査の日時等の詳細は、一次審査による上位4位までの提案者に対し、別途通知する。

- キ 審査結果の通知・公表 6月1日（月）

7 その他、提案に係る留意事項

(1) 提案

参加者1者につき、1提案とする。

(2) 費用負担

提案に関して必要となる費用（提案プレゼンテーションへの出席、書類の作成及び提出等）は、全て提案者の負担とする。

(3) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却しない。なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合がある。

(4) このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

(5) 公募資料等の配布

公募資料等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすることができる。

(6) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(7) 契約方法等

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者（複数の者が共同で提案した場合にあっては、その代表者）から見積書を徴収して契約書を作成する。

イ 契約の内容となる仕様書は、第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

ウ 契約保証金

上記アの各々の者（イの第1順位者との協議が整わなかった場合にあつては、協議が整った補欠順位者）は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 問い合わせ先

盛岡市商工労働部ものづくり推進課

担 当 小川（おがわ）

住 所 〒020-8531 盛岡市若園町2番18号

電 話 019-626-7538（直通）

メール monozukuri@city.morioka.iwate.jp